

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 10 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 49 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 4 条及び第 14 条 中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 5 条の 3 第 3 項 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 10 条第 3 項等
【法令のあらまし】	【中小企業信用保険法施行令の一部改正関係】 1 ・ 普通保険及び無担保保険の範囲の上限：1.84% （手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：1.57%）（第 2 条第 1 項関係） ・ 保険事故の発生率を産出することができない場合として経済産業省令で定める場合の保険料率：0.97% （手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.82%）（第 2 条第 1 項関係） ・ 新事業開拓保険に係る保険料率：0.97%（第 2 条第 1 項関係） ・ 事業再生保険に係る保険料率：1.69%（第 2 条第 1 項関係） 2 新事業開拓保険に係る保険料率：0.6%（第 2 条第 2 項関係） 3 無担保保険に係る保険料率：0.41% （手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%）（第 2 条第 3 項関係）

- 4 普通保険及び無担保保険に係る保険料率：0.97%
(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.82%) (第2条第4項関係)
- 5 新事業開拓保険に係る保険料率：0.6% (第2条第5項関係)
- 6 新事業開拓保険に係る保険料率：1% (第2条第6項関係)
- 7 無担保保険に係る保険料率：0.41%
(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%) (第3条関係)

【中小小売商業振興法施行令の一部改正関係】

- 無担保保険に係る保険料率：0.41%
(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%) (第10条関係)

【中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正関係】

- 無担保保険に係る保険料率：0.41%
手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35% (第3条関係)

【地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第6条第3項の率を定める政令の一部改正関係】

- 無担保保険に係る保険料率：41%
手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35% (本則関係)

【中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正関係】

- 無担保保険に係る保険料率：0.41%
(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%) (第11条関係)

【中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係】

- 無担保保険に係る保険料率：0.41%
(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%) (第8条関係)

【流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正関係】

無担保保険に係る保険料率：0.41%

（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%（第4条関係）

【中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令の一部改正関係】

無担保保険に係る保険料率：0.41%

（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%）（第2条関係）

【企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令の一部改正関係】

無担保保険に係る保険料率：0.41%

（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%）（第2条関係）

【中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係】

無担保保険に係る保険料率：0.41%

（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%）（第2条関係）

【中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係】

無担保保険に係る保険料率：0.41%

（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%）（第2条関係）

【商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係】

無担保保険に係る保険料率：0.41%

（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%）（第2条関係）

【産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部改正関係】

1 無担保保険に係る保険料率：0.41%

（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：0.35%）（第8条関係）

2 普通保険及び無担保保険に係る保険料率：1.69%

WestlawJapan 法令あらまし

	(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合：1.44%) (第10条関係)
【改正される法令】	中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 中小小売商業振興法施行令 (昭和48年政令第286号) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令 (平成11年政令第258号)